

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。